

アセアン関連資料

発行されたインドネシア特許に対して特許実施が要求されることになった

2018年09月18日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

インドネシアは、東南アジア諸国連合(ASEAN)の加盟国の一つです。中でも、インドネシアは、2億6千万人を超える人口を有し、豊富な労働力の獲得先として、また一大消費市場として注目を集めています。各国企業は、アセアン加盟国への特許出願数を増加させる傾向にあり、インドネシアもそのうちの一つの有力な国として考えています。

特許制度については、1989年に特許法が改正された後、第13/1997の改正法が1997年5月7日に施行され、更に特許法が改正され、2001年8月1日に施行されました。

“Indonesia house of representative”は、2016年7月28日に、インドネシア特許法案(patent bill)を承認しました。なお、改正特許法の施行時に係属中の特許出願に対しては、一部の手続を除き、基本的には改正前の特許法(第14/2001)が適用され、改正特許法は、2016年08月28日に施行されました。

2016年8月26日に施行された改正特許法のインドネシア特許法第20条によれば、技術移転、投資、及び／又は、地域雇用等をサポートするために、特許権者は、所有する特許によってカバーされるプロダクトを生産したり、及び／又は、プロセスを使用したりすることを義務付ける旨、規定されています。

要求される特許実施の内容、及び、要求される特許実施に関し、どのような事項について留意すべきかについて、以下に説明します。

【全4頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。